

一般財団法人兵庫県市町職員互助会地域伝統文化 振興支援事業実施規程

平成23年 5月26日議決
改正 平成26年 2月27日議決
改正 令和元年 8月 2日議決
改正 令和 2年 2月26日議決
改正 令和 3年 1月28日議決
改正 令和 3年 8月 4日議決

(趣旨)

第1条 一般財団法人兵庫県市町職員互助会（以下「互助会」という。）は、町等の住民に対する文化事業として、兵庫県内各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り地域文化を振興するため、伝統文化保存団体及びその支援団体（以下「団体等」という。）が行う伝承活動・後継者育成活動等を支援するために、次の事業を実施する。

(事業内容)

第2条 団体等が地域文化振興を目的として実施する伝統文化の保存・活用のための事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 伝承者等の養成
- (2) 伝承用の用具衣装等の整備
- (3) 映像記録等の作成
- (4) 公開・交流活動

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる団体等は、民俗文化財、伝統工芸技術の保存・伝承に係る活動及びその支援活動を主たる目的とし、継続的に地域文化振興に資する活動をしている団体等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人
- (3) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠となる事務所を有すること
 - オ 市町、市町教育委員会の推薦を受けていること
- (4) 家元・流派が確立され、維持の見通しが立つような団体は除く。

2 民俗文化財、伝統工芸技術の復活・復元による伝承を計画している団体等で、前項第3号の要件を満たすとともに、市町が支援するなど今後の活動の継続の見通しがあり、地域文化振興に資する活動を行う団体とする。

(実施方法)

第4条 地域伝統文化振興支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 団体等は、地域伝統文化振興支援事業実施申込書（様式第1号）を市町に提出し、市町はこれに推薦書（様式第2号）を添付し、互助会に提出する。

(2) 互助会は、理事会において、団体等を選考し決定する。

(3) 団体等において、事業が完了したときは、地域伝統文化振興支援事業実施報告書（様式第3号）、物品検査調書（様式第4号）及び地域伝統文化支援事業支払依頼書（様式第5号）を市町に提出し、市町はこれに進達書（様式第6号）を添付して、速やかに互助会に提出する。

（事業期間）

第5条 助成の決定を通知した日から当該日の属する年度の末日とする。ただし、決定通知日以前の事業であっても事業計画に該当するものであれば対象とする。

（経費）

第6条 助成額は1団体100万円を上限とし、予算の範囲で助成額を決定する。

（中止・変更）

第7条 団体等は、事業の中止または変更する必要がある場合は、理由を付して、速やかに互助会に届け出るものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（旧要綱の廃止）

2 地域伝統文化振興事業実施要綱（平成16年2月26日議決）は、廃止する。